

第2回軽米町議会定例会

令和 元年 6月18日(火)

午後 2時00分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2号 軽米町児童及び生徒医療費給付条例の一部を改正する条例
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第2号)
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8号 軽米町火葬場新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9号 財産の取得に関し議決を求めることについて
(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

託)

日程第 1 0 議案第 1 0 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付

託)

日程第 1 1 発議案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

日程第 1 2 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	山本	賢	一	君	
副	町	長	藤川	敏	彦	君	
総務課	総括課	長	吉岡		靖	君	
会計管理者兼	税務会計課	総括課	長	小笠原		亨	君
町民生活課	総括課	長	川島	康	夫	君	
健康福祉課	総括課	長	坂下	浩	志	君	
産業振興課	総括課	長	小林		浩	君	
地域整備課	総括課	長	戸田沢	光	彦	君	
再生可能エネルギー推進室	長		福田	浩	司	君	
水道事業所	長		戸田沢	光	彦	君	
教育委員会	教育	長	菅波	俊	美	君	
教育委員会事務局	総括	次長	堀	米	豊	樹	君
選挙管理委員会	事務局	長	吉岡		靖	君	
農業委員会	会	長	山田	一	夫	君	
農業委員会	事務局	長	小林		浩	君	
監査委員		員	竹下	光	雄	君	
監査委員会	事務局	長	小林	千鶴	子	君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴	子	君	
議会事務局	主任	川島	幸	徳	君	
議会事務局	主事	補	小野家	佳	祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、総務教育民生常任委員長から発議案1件と議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第10号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてまでの10件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第10号までの10件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、中村正志君。

〔特別委員長 中村正志君登壇〕

○特別委員長（中村正志君） 議長からご指名いただきましたので、特別委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第7号及び追加提案がありました議案第8号から議案第10号までの合わせて10件でありました。

当特別委員会では、6月12日に開会され、当局からの補足説明を求め、議案審査が行われ、疑問点等の理解に努めるとともに、今後の課題に対する提言なども出されるなど、活発な議論が行われ、効率よく1日間で委員会を終了しました。

議案第1号から議案第3号までは関連があり、一括で審査され、医療費現物給付

が未就学児までだったのが、小学校卒業まで延長されるための条例改正でしたが、軽米町では、子育て支援日本一を標榜しており、県内一律の改正ではなく、他市町村に先んじての施策があってもいいのではないか。例えば中学校卒業までの延長などの提案がなされました。

議案第4号のあっせんの申し立てについては、東日本大震災での原子力事故における町内畜産農家の牧草地への補償のうち軽米町が負担している補償額の損害賠償を東京電力に求めるものでした。

議案第6号の一般会計補正予算に議論が集中し、特に新規事業である地域力創造推進事業は、地域おこし協力隊の招致や移住定住促進、町中心街のにぎわい創出などを行うため、軽米町商工会へ委託し、都市部との人材、流通、経済等に精通した専門員を確保し、事業を推進するというものでした。専門員は、既に決まっているのか。地域おこし協力隊の目安はあるのか。特に地域おこし協力隊は、ここ数年予算措置はするが、応募がない状況が続いているが、果たして人材確保ができるのかなどの質疑に集中しました。専門員については、軽米町に縁のある方を想定している。ただし、地域おこし協力隊の目星は立っていない。本事業で専門員に橋渡しをしてもらいながら人材確保をしたいという答弁でした。

また、10月から消費税が8%から10%に上がることから、国の財源で、プレミアム付商品券事業を実施するものです。非課税住民や3歳未満児世帯が対象で1回4,000円で5,000円分を5回まで購入でき、1人最大5,000円が補助されるというものです。対象者には、8月中には封書で通知する。対象の店はこれから公募する予定。販売は、役場本庁と出張所を考えているとのこと。消費税増税について10月時点での中止になっても実施するのかという質問もありましたが、国からの指導もあり、そのことについては、状況を見守りたいとのことでした。

関連し、消費税が10月から10%に上がることから、議案第8号の火葬場工事の請負契約、議案第9号の一般廃棄物収集運搬車、議案第10号の小型動力ポンプ付積載車の契約額は、現時点の8%でもいいのではないかという意見に対して、工事完成時及び車両納入時点での起算ということで10%の消費税を加算しているとの答弁でした。

また、昨年度策定した自殺対策計画、軽米町こころといのちを守るアクションプランの説明がなされ、町の喫緊の課題として全体で取り組む体制を構築していくことが示されました。

以上、委員会での主な質疑、答弁等を報告いたしました。

審査の結果、議案第6号、一般会計補正予算（第2号）に対し、一部の委員に反対がありましたので、採決は2回に分けて行いました。議案第6号は、起立採決

を行い、賛成多数で可と決しました。

議案第1号から議案第5号及び議案第7号から議案第10号まで合わせて9件については、全会一致で可と決したことを報告いたします。

以上、特別委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 日本共産党の江刺家静子です。議案第6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）について国とのかかわりの中で消費税増税に係る分ですが、プレミアム付商品券の関係予算が計上されていることから、この部分について認められないので、反対するものです。

プレミアム付商品券事業の予算が5,363万5,000円計上されています。内訳は、国からの補助金1,763万5,000円、商品券販売収入3,600万円です。消費税導入から31年たちました。社会保障のためということで導入されて、増税されてきましたが、消費税増税の累計は397兆円ということです。一方で大企業向けの法人税は優遇税制などで275兆円であります。この安倍政権7年間で社会保障費は4兆3,000億円削減され、年金削減額は2兆円に達したということです。ことし10月から消費税を10%に増税するという一方で、その影響を和らげるために増税した分を全て還元する対策を講じると安倍総理は証明し、その1つがプレミアム付商品券の発行です。

岩手県では、消費税が8%になった後の負担額はどうか。その影響を県民1人当たり年間5万2,000円、1世帯当たり12万6,000円と計算しています。これが10%になった場合は、県民1人当たり2万7,000円ふえて、また1世帯当たり6万2,000円ふえて、1人当たりが7万9,000円、1世帯当たり17万8,000円と試算しています。実質賃金は10万円以上落ち込み、家計消費も落ち込んでいるとき、増税したら大変なことになると消費税制度そのものを必要とする人たちからも、今の10月増税は見直しを求めている声が上がっているところです。

経済対策として出されたポイント還元は、買う商品、買う店、買い方によって3%、5%、6%、8%、10%と5段階もあり、現金支払いかカード支払いでも

違う税率です。ましてカードで買い物をしない人には恩恵がありません。ある商店の方は、軽米町内でカード支払いができる場所はどのくらいあるのだろう。そのために新しいレジを入れて、クレジット会社に手数料を払ってやっつけられない。増税した分全て返すのだったら増税するなと怒っていました。また、10%になったら、もう商売をやめますという方もいらっしゃいました。

プレミアム付商品券は、住民税非課税世帯と3歳未満の子育て世帯への負担軽減措置ということです。1回につき4,000円分の商品券を買うことができます。非課税世帯の方、3歳未満の子育て世帯の方、この4,000円分の商品券を買うだけの手持ち現金がなければ買えません。低所得者の中には、必ずしも商品券を購入できるだけのゆとりのある人ばかりではないことを考えれば、住民の現状を理解しない施策と言わざるを得ません。この商品券が消費喚起になるのかも疑問ですし、住んでいる場所によっては、商店がなかったり、しかも使える場所は町内の商店だけで期間も6カ月と短いものです。複雑で混乱を現場に引き起こすようなポイント還元や商品券は、地方では経済効果があると言えるのでしょうか。この事務のために役場では、人員をふやし、システムを導入するなど、自治体の負担も大きく経費も補助金があるというものの、それも税金です。

2023年からインボイス制度、聞きなれない言葉ですが、このインボイス制度が始まって適格請求書等保存方式が実施されるということです。その事務の煩雑さは、農家や中小企業に大きな負担が生じるということです。平成29年度岩手県内の資本金1億円以下の中小企業の58%くらいが赤字決算だったそうです。消費税は、赤字でも支払いしなければなりません。税率が上がったら、さらに重い負担がかかる大変なことです。消費税は、社会保障のためと税率引き上げのたびに言われてきましたが、振り返ってみれば、勤労者の病院窓口負担は1割だったのが3割になり、年金支給は60歳から65歳に引き上げられ、障がい者福祉の自己負担も応能負担、9割の方が無料であったのが定率1割など、負担が大きくふえています。消費税引き上げによる安定的な財源が必要としながら引き上げのたびに景気に大きな影響を与えています。消費税は、所得の低い人ほど重い不公平な税制です。町財政にも歳入よりも歳出の消費税負担が大きいのではないのでしょうか。

町長は、健康で心豊かに安心して暮らせる町づくりを目指すとしています。町民の生活を守る立場に立って消費税増税は中止すべきであると声を上げるときではないのでしょうか。

このようなことから、議案第6号のプレミアム付商品券に関する部分について反対します。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 私は、議案第6号の令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）に賛成するものであります。

今回提案されている補正予算には、移住定住推進策として地域おこし協力隊の周知に係る経費や移住支援金のほか、それらの事業の積極的な推進を目的とする地域力創造推進事業、消費税率の引き上げに伴って行われるプレミアム付商品券事業、風疹の追加対策事業が盛り込まれ2億1,718万2,000円を補正し、総額を72億168万1,000円とするものであります。

いずれの事業も町にとっては重要な課題や問題に対する取り組みであります。消費税率につきましては、引き上げの時期が先延ばしされるのではとの議論もありますが、本年10月1日に引き上げることは法律で定められているものであり、現段階では、法律に従った対応が必要と考えるものであります。プレミアム付商品券事業は、消費税率の引き上げによって低所得者や3歳未満の乳幼児の子育てをする世帯への影響緩和と地域での消費の喚起、下支えをすることを目的に全額が国庫負担で行われるものであります。その事業実施の判断は、市区町村の判断によるとされ、商品券の使用期間は10月1日以降来年3月までと、最長でも半年間と限定されております。町当局が本事業の趣旨に沿い、事業実施を結成するとともに、速やかな事業執行のため、今回の補正措置としたことは、対象者の皆様の権利を確保し、少しでも使用期間を長くすることを可能とするものであります。

以上の見解から私は令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号に一部反対がありますので、採決は2回に分けて行います。

最初に、議案第6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第6号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例から議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてまでと議案第7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）から議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてまでの合わせて9件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第10号までの9件に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第10号までの9件は、委員長の報告のとおり原案を可決と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までと議案第7号から議案第10号までの9件は、原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第11、発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（本田秀一君） 発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を軽米町議会会議規則第14条の規定により、本日付で別紙のとおり提出することといたしました。

提出理由として、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効することから、引き続き総合的な過疎対策の充実強化を図るよう新たな過疎対策法の制定を求めるため政府関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、意見書の内容については、印刷配付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第12、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申し出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第2回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月7日に開会以来、本日までの12日間にわたり開催されたところであります。本定例議会には、条例の一部改正に関する議案3件、あっせんの申立てに関する議案1件、損害賠償の額の決定及び和解に関する議案1件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、工事請負契約の締結に関する議案1件、財

産の取得に関する議案 2 件の合わせて 10 件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、地域おこし協力隊員の招致事業や移住支援事業、それらの積極的な推進を目的とした地域力創造推進事業、本年 10 月の消費税率の改正に向け低所得世帯や乳幼児の子育て世帯への影響緩和を目的としたプレミアム付商品券事業など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。

議案審議中に賜りましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じます。つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第 2 回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 27 分）